

災害時におけるアレルギーを有する 避難者等への対応について

アレルギー疾患対策推進協議会（令和 8 年 8 月 27 日）



内閣府（防災担当）
食事支援担当

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針について (平成25年8月(令和6年12月改定)内閣府(防災担当)) (抄)

- 平成25年6月の災害対策基本法の改正を受け、市町村(特別区を含む)には、避難所における良好な生活環境を確保等に努めることが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、生活環境の確保に関する事項を指針として示したもの
- 避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会が令和6年6月に「場所(避難所)の支援」から「人(避難者等)の支援」への考え方の転換等を取りまとめ、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループが同年11月に能登半島地震の対応を踏まえた各種取組の実施や避難所の在り方の見直しについて取りまとめたことから、これらの提言を踏まえ、本取組指針を令和6年12月に改定

- 食物アレルギーを有する避難者への配慮は重要であり、取組指針等において、食物アレルギーに対応した食品の備蓄等について対応を求めている。

第1 平時における対応

1 避難所の組織体制と応援体制の整備

(1) 組織体制、人的体制

① 体制の整備

ア 平常時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、男女共同参画部局等の関係部局等が協力して、会議を開催し、要介護高齢者、障害児者、医療的ケアを必要とする者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等（以下「要配慮者」という。）や在宅者への支援も視野に入れて連携し、避難所についての災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと。

4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

指定避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、指定避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーを有する避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

第2 発災後における対応

8 食事の質の確保

- (1) 食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保についても配慮すること。また、提供メニューについては、農林水産省や学会、大学等の推奨メニューや、スフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安を参考にしながら、食材の入手状況や避難者の状況を踏まえて検討すること。

9 食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮

(1) 食事の原材料表示

食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。

(2) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーを有する避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用すること。

(3) 各避難所における管理栄養士等への相談

食物アレルギーをはじめとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、保健衛生関係部局が管理栄養士等の専門職種に相談できるように努めること。

(4) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましいこと。

- 地方自治体の防災部局等に対して、厚生労働省の取組についてアレルギー疾患担当部局と連携など行うよう依頼

【通知】

- アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の改正を踏まえ、避難所における食物アレルギー対策に一層取り組むために、各市区町村と十分連携し、必要な支援を行うよう依頼

【事務連絡「避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について（依頼）」令和4年4月5日】

- 「行政機関・支援者の方向けQ&A集」「患者さん・家族の方向けQ&A集」などのパンフレット等を活用した積極的な情報提供や事前準備、アレルギー疾患担当部局、防災部局等の連携体制の構築に平時から務めるよう依頼

【事務連絡「災害時の避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応について」令和7年10月27日（厚生労働省、内閣府の連名通知）】